

防衛省訓令第26号  
自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第50条の規定に基づき、自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令を次のように定める。

平成22年6月30日

防衛大臣 北澤 俊美

### 自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令

改正 平成22年12月22日省訓第44号  
平成24年8月3日省訓第29号  
平成28年12月28日省訓第72号  
平成29年3月31日省訓第23号

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛官候補生の勤務時間、休暇並びに休暇の承認及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第2条 自衛官候補生の勤務時間は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、1週間につき38時間45分とする。

2 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（次項及び第11条において「幕僚長」という。）は、日課表により、前項の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、日曜日及び土曜日は、休養日とする。

3 所属長（1佐以上の直属の上司で最も近いもの。ただし、これによることが適当でないと認められる場合にあつては、幕僚長が別に定めることができる。以下同じ。）は、課業上の必要により、自衛官候補生に対し、前項後段に規定する休養日において勤務を命じた場合には、勤務時間に応じて次の各号に定めるところにより、休養日以外の日において休養させることができる。

（1）4時間以上7時間45分未満の勤務を命じた場合 4時間の休養

（2）7時間45分以上の勤務を命じた場合 1日の休養

（休日）

第3条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第4条 所属長は、自衛官候補生に対し、勤務日（第2条第2項前段の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）である休日に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日（休日を除く。）であつて当該休日後のものを指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された自衛官候補生は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、第2条の規定による勤務時間においても勤務することを要しない

。(休暇)

第5条 自衛官候補生の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次休暇)

第6条 自衛官候補生の年次休暇は、自衛隊法施行規則第27条の3本文に規定する任用期間における休暇とし、その日数は6日とする。ただし、同条ただし書の規定により任用期間が延長された自衛官候補生の当該延長された期間における年次休暇の日数は、同条本文に規定する任用期間が満了した日における年次休暇の残日数に勤務1月につき2日を加えた日数とする。

2 前項の勤務1月は、各月における自衛隊法施行規則第27条の3ただし書に規定する任用期間における勤務日数がその月の15日以上であるときは1月として計算し、15日に満たないとき又は同条ただし書による任用期間の初日が含まれる月における同条本文の規定による任用期間の日数が15日以上であるときは、これを切り捨てる。

3 前項の勤務日数の計算において、休日、代休日、休暇、休養日その他防衛大臣が別に定める事由により勤務しなかった期間は、勤務したものとみなす。

4 年次休暇は、1日を単位とする。ただし、特に必要と認められるときは、1時間を単位とすることができる。

5 年次休暇については、その時期につき、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、教育訓練に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(病気休暇)

第7条 自衛官候補生の病気休暇は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合

(2) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第15条の規定により同訓令別表第2に規定する生活規正の面要軽業の指示を受けて採られる同訓令第16条の規定による事後措置を受けた場合

3 前項の除外日とは、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休養日等（休養日、休日及び代休日をいう。以下この条及び次条において同じ。）その他の病気休暇の日以外の勤務しない日をいう。

4 第2項ただし書、次項及び第6項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における休養日等以外の日の日数が3日以下である場合を除く。）の特定病気休暇を使用した自衛官候補生（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた自衛官候補生を含む。）が、除外日（前項に規定する除外日をいう。以下この条において同じ。）を除いて連続して使用した特定病

気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に次に掲げる時間がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、次に掲げる時間以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第6項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- (1) 生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間
- (2) 次条第1項第4号及び第5号の特別休暇により勤務しない時間

- 5 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 7 療養期間中の休養日等その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書及び第4項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 病気休暇については、所属長の承認を受けなければならない。  
(特別休暇)

第8条 自衛官候補生の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

- (1) 自衛官候補生が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 自衛官候補生が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 自衛官候補生が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により自衛官候補生が当該自衛官候補生との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該自衛官候補生が現に監

- 護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である自衛官候補生に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である自衛官候補生（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができないものに限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されているものを含む。別表において同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 妊娠中又は出産後1年以内の女子である自衛官候補生が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- ア 妊娠満23週まで 4週間につき1回（医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数とする。イからエまでにおいて同じ。）必要と認められる時間
- イ 妊娠満24週から満35週まで 2週間につき1回必要と認められる時間
- ウ 妊娠満36週から出産まで 1週間につき1回必要と認められる時間
- エ 出産後1年以内 当該期間内に1回必要と認められる時間
- (5) 妊娠中の女子である自衛官候補生の勤務が母体又は胎児の健康保持に影響があり休息又は補食することが必要と認められる場合 正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又はこの号の特別休暇を請求した自衛官候補生について他の規定により特別休暇を承認している時間に連続する時間以外の時間で、適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間
- (6) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女子である自衛官候補生が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (7) 女子である自衛官候補生が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- (8) 自衛官候補生の親族（別表に定める親族に限る。）が死亡した場合で、自衛官候補生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (9) 自衛官候補生が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (10) 自衛官候補生が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間における、原則として休養日等を除いて連続する3日の範囲内の期間
- (11) 親族の疾病又は親族の現住居の滅失若しくは損壊の場合で、特に必要と認められるとき 必要と認められる日
- (12) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(13) 年末及び年始の場合 12月29日から翌年1月3日までの期間

(14) 前各号のほか、防衛大臣の定める場合 必要と認められる期間

2 日数をもって特別休暇を与える場合においては、その日数中には、休養日等を含むものとする。

3 特別休暇（第1項第6号及び第7号の休暇を除く。）については、所属長の承認を受けなければならない。

（休暇の承認及び手続）

第9条 自衛官候補生は、年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとするときは、休暇を記録する書類（次条に規定する休暇を記録する書類をいう。）にあらかじめ記入して所属長に請求しなければならない。ただし、前条第1項第13号の特別休暇については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、当該自衛官候補生は、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

3 所属長は、第1項の請求があつた場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該自衛官候補生に対して当該決定を通知するものとする。

4 所属長は、病気休暇又は特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（休暇を記録する書類）

第10条 所属長は、休暇を記録する書類を備え、休暇の種類、休暇期間、休暇日数、年次休暇の累計及び残日数等を明らかにしておかなければならない。

（委任規定）

第11条 前2条に定めるもののほか、休暇の承認及び手続について必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令の一部改正）

2 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、自衛官」の次に「、自衛官候補生」を加える。

第6条第4項中「同項」を「同号」に改める。

（自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の一部改正）

3 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項中「以下」の前に「前年に自衛官候補生であつた者で引き続き当該年に新たに自衛官となつた者にあつては、2日に自衛官となつた日の前日までの間の当該年及び当該年の前年の勤務月数を乗じて得た日数。」を加える。

第14条第4項中「同項」を「同号」に改める。

附 則（平成22年12月22日省訓第44号）（抄）

1 この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年8月3日省訓第29号）（抄）

1 この訓令は、平成24年8月3日から施行する。

附 則（平成24年8月3日省訓第29号）（抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

別表（第8条関係）

親 族	日 数
配偶者 父母	7日
子	5日
祖父母	3日（自衛官候補生が代襲相 続し、かつ、祭具等の承継を 受ける場合にあっては、7日 ）
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（自衛官候補生が代襲相 続し、かつ、祭具等の承継を 受ける場合にあっては、7日 ）
父母の配偶者又 は配偶者の父母	3日（自衛官候補生と生計を 一にしていた場合にあっては 、7日）
配偶者の子	1日（自衛官候補生と生計を 一にしていた場合にあっては 、5日）
祖父母の配偶者 又は配偶者の祖 父母 兄弟姉妹の配偶 者又は配偶者の 兄弟姉妹	1日（自衛官候補生と生計を 一にしていた場合にあっては 、3日）
おじ又はおばの 配偶者	1日
防衛大臣が特に 必要と認める親 族	必要と認められる日